

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール名取  
名取市杜せきのした五丁目3番地の1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
イオンモール株式会社 代表取締役社長 吉田 昭夫  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 市町村の意見の概要  
施設周辺は住宅地であることから，駐車場出入口の減少によって周辺道路が渋滞し地域住民の生活に支障をきたすことの無いよう配慮されたい。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 6 縦覧期間  
平成30年2月28日から平成30年3月28日まで（ただし，閉庁日を除く。）